

桜井市アダプト・プログラム推進事業

桜井市まちピカプロジェクト 手引き



桜 井 市

目次

- 質問 1 アダプト・プログラムってなに？
- 質問 2 どうして桜井市で始めたの？
- 質問 3 どんな人が里親になれるの？
- 質問 4 どの場所で里親になれるの？
- 質問 5 参加するとどんなメリットがあるの？
- 質問 6 どういう保険が適用されるの？
- 質問 7 参加したいときはどうするの？
- 質問 8 ごみの処理はどうするの？
- 質問 9 ケガや事故が起きたときはどうするの？
- 質問 1 0 その他活動にあたって注意することは？
- 質問 1 1 活動場所や参加者が変わったときは？
- 質問 1 2 活動を辞めるときは？

質問1 アダプト・プログラムってなに？

アダプト・プログラムは、1985年ハイウェイ（高速道路）での散乱ごみ問題が深刻化するアメリカのテキサス州で生まれました。アダプトとは「養子縁組する」という意味です。市民の皆さんが公共の場所を養子にみたと愛情をもって面倒を見て、行政がこれを支援します。つまり、自分たちの住むまちを自分たちの子どもとみたと、清掃美化を行いながら、魅力あるまちづくりへとつなげようとするものです。



養子（道路・公園等）
※市が管理する道路・公園
等の公共施設



里親（市民・企業など）



市民と行政の
協働

合意書の締結



桜井市

里親（市民・企業等）の役割

- ◆清掃・草引き
- ◆花の植栽や花壇の手入れ
- ◆公共施設の損傷・不法投棄等の情報提供

桜井市の役割

- ◆清掃用具等の支給
- ◆保険の適用
- ◆広報活動
- ◆ごみの回収

質問2 どうして桜井市で始めたの？

桜井市では第5次総合計画で「協働のまちづくり」を大きなテーマに掲げ取り組んでいます。市民にとって暮らしやすいまちづくりを推進するためには、市民と行政がお互いの立場を理解・信頼しあいながら対等なパートナーシップを構築し、地域課題の解決に取り組んでいくことが重要です。そこで市民が身近にできる協働の取り組みである「アダプト・プログラム」を導入し、市民による公共施設の清掃美化活動を市が支援することで地域住民の交流促進や市民と行政の協働のまちづくりの推進に寄与できると考え、桜井市まちピカプロジェクトの実施に至りました。

導入効果

- ① 新たなコミュニティの形成、ふれあいが生まれます。
- ② 散乱ごみの清掃による美化効果が期待できます。
- ③ 「自分たちの道路、公園は自分たちできれいにする」という愛着心が生まれます。

質問3 どんな人が里親になれるの？

養子となる道路、公園等の公共施設を、自主的に継続して清掃美化活動ができる方(半数以上が協働推進指針で定められている「市民」)であれば、どなたでも里親になることができます。



桜井市協働推進指針に定められている市民とは？

個人（市内在住・在勤・在学）や地域団体、市民活動団体、事業者、学校などが市民として位置づけられています。

質問4 どの場所で里親になれるの？

桜井市が管理する道路、公園等の公共施設が対象となります。里親になろうとする団体は、自ら活動場所を決めて桜井市に申込書を提出します。申込方法については「質問7 参加したいときはどうするの？」をご参照ください。

質問5 参加するとどんなメリットがあるの？

桜井市まちピカプロジェクトに参加される団体への活動支援には、大きく3つがあります。

① 『清掃用具等の支給』

活動に必要な清掃用具等は桜井市が支援します。

《支給品一覧》

物品	支給基準	支給年度	支給内容
竹ぼうき しだぼうき くま手	構成員5名当たりいずれか1本を支給（5名未満の端数が生じたときは、切り上げ）	初年度及び再支給年度（※1）	1本 （上限10本）
手み 三つ手ちりとり	構成員10名当たりいずれか1個を支給（10名未満の端数が生じたときは、切り上げ）	初年度及び再支給年度	1個 （上限5個）
ごみはさみ	構成員1名当たり	初年度及び再支給年度	1本 （上限50本）
軍手	構成員1名当たり	毎年度	1双 （上限50双）
花の種（※2）	1団体当たり	毎年度	20袋以内

※1. 初年度に支給した後、5年（前回物品の支給を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日の属する年度）ごとに支給します。

※2. 花の種については、市が管理する公園の清掃を行う団体が、承認を得て当該公園へ植栽を行う場合に支給します。

② 『保険の適用』

桜井市まちピカプロジェクトに参加される団体には、万が一、活動中にケガをしたり他人にケガを負わせてしまった、また他人のものを壊してしまったときのために、保険が適用されます。保険料は桜井市が負担します。詳しい保険内容については、「質問6 どういう保険が適用されるの？」をご参照ください。

質問6 どういう保険が適用されるの？

桜井市まちピカプロジェクトに参加される団体には、安心して活動に取り組んでいただけるように、「全国市長会市民総合賠償補償保険」が適用されます。

① 保険対象範囲

保険対象となる範囲は、合意書で締結された活動区域に限ります。自宅から活動場所への往復の移動については、適用されません。

② 補償内容

死亡補償・後遺障害補償・入院医療保障・通院医療保障。

質問7 参加したいときはどうするの？

① 活動区域・活動回数などを決めよう

どこで活動したいのか（どこを養子にしたいのか）を話し合っ決めてみましょう。桜井市が管理する道路・公園等の公共施設での活動となります。どれくらいの頻度で活動するのか、継続的に活動できるかといったことも考える必要があります。

② 条件に合うか確認しよう

活動内容は条件にあてはまりますか。活動回数は年間6回以上でしょうか。団体が、この活動を行う際、市の他の制度により金品の支給その他の支援を受けていると対象になりません。

③ 支援内容を決めよう

桜井市まちピカプロジェクトに参加される団体へは、希望にそって清掃用具の支給があります。活動するにあたり必要な支援内容を決めましょう。

※予算の範囲内での支給となりますので、年度の途中であっても予算額を超えた場合は当該年度の募集は終了します。

④ 申し込もう

活動区域・活動内容・活動回数などが決まりましたら、市役所に参加申し込みをします。窓口は市民協働課となります。

《具体的な流れ》

1. 里親の手続き（申し込み）

【提出書類】

- ① 桜井市アダプト・プログラム推進事業参加申込書（第1号様式）
- ② 桜井市アダプト・プログラム推進事業清掃用具等支給物品申請書（第5号様式）

※清掃用具等の支給を希望される場合

⇒必要書類は、市民協働課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

⇒記入例を参考にご記入ください。

2. 審査（市関係部署による審査）

活動区域を所管する担当課と市民協働課で活動内容が適正であるかの審査を行います。日数を頂戴する場合がございますので予めご了承ください。

3. 合意書を締結

提出書類の内容が適当と認められた団体は、市と桜井市アダプト・プログラム推進事業合意書（第2号様式）を交わします。

4. 清掃用具等の受領（希望された支給品を受領）



活動開始



★情報提供について
⇒活動区域に次のような
ことがありましたら、市
までご連絡ください。
(道路、遊具等施設の破
損や不法投棄等)

5. 活動実績報告

団体は年度終了後、速やかに桜井市アダプト・プログラム推進事業活動実績報告書（第3号様式）を提出してください。引き続き活動を行う団体については、清掃用具等支給物品申請書も合わせて提出してください。

質問8 ごみの処理はどうするの？

桜井市まちピカプロジェクトの活動により回収したごみについては、ボランティア袋を使用して桜井市の指定する日に指定場所へ出してください。ただし、ごみが大量の場合は、活動日・活動場所・活動内容などが分かり次第（遅くとも活動日の2週間前までに）、活動区域を所管する担当課へ連絡してください。活動日当日や翌日に連絡をいただいても、すぐに回収することができません。その結果、周辺住民の方に多大なご迷惑をおかけすることにもなりますのでご注意ください。



ボランティア袋の申請について

桜井市指定収集袋（ボランティア用）の交付は、活動区域を所管する担当課で行っています。活動予定日の1か月前までに交付申請書を提出していただくとボランティア袋を交付します。

質問9 ケガや事故が起きたときはどうするの？

活動中に参加者がケガをしてしまったとき等には、保険が適用されます。その場合は、事故報告書（第4号様式）を市民協働課に提出してください。

質問10 その他活動にあたって注意することは？

- ① 報告された活動回数に縛られることはありません。無理をせず各自の活動できる範囲でお願いします。
- ② 児童、生徒が活動の主体となる場合は、責任者（保護者・先生など）の監督のもとに行ってください。

質問 1 1 活動場所や参加者が変わったときは？

合意書に記載された活動内容（活動区域、参加者名簿等）に変更が生じましたら、桜井市アダプト・プログラム推進事業変更届（第 6 号様式）を市民協働課に提出してください。

質問 1 2 活動を辞めるときは？

活動を辞めるときは、桜井市アダプト・プログラム推進事業辞退届（第 6 号様式）を市民協働課に提出してください。辞退届の提出がない限り、活動は継続されるものとして合意書は毎年自動更新されます。